

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育所、認定こども園などを利用する

子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 保育所、認定こども園等を利用する**3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたち**の利用料が**無償化**されます。

- 無償化の期間は、満3歳になつた後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 認定こども園(教育部分)については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 保護者の実費負担となる食材料費のうち副食費は五島市が利用施設に対して助成します。



- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちに**いては、**住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化**されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育(へき地保育所)、事業所内保育を指します。



# 認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する子どもたち

## 【対象施設】とみえ認定こども園・双葉幼稚園・第二双葉幼稚園・福江幼稚園 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、五島市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、五島市にご確認ください。

- 認定こども園（教育部分）の利用に加え、利用日数に応じて、**最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

## 一時預かり事業等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、五島市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、五島市にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。**

### 【対象施設・事業】

- **一時預かり事業（文化保育園、恵保育園、シティハウス）、病児保育事業（聖マリア保育園）、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象となるない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっています。

問い合わせ先：五島市民生活部社会福祉課こども家庭未来班



TEL: 0959-72-6117